

平成28年 確定拠出年金法 改正で今後、ますます拡充へ！

中小企業でも導入できる 企業型確定拠出年金 ブレイン総合型401k

いま注目の国の制度で、安心の退職金・自分年金づくりをしませんか？

企業型年金実施事業主数の推移



企業型確定拠出年金のしくみ

<拠出>

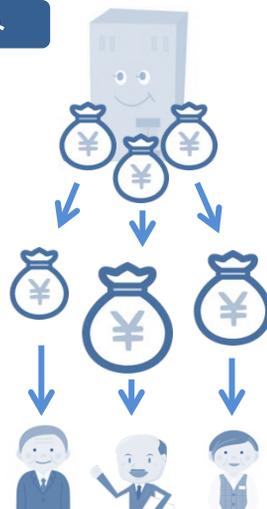
企業はあらかじめ定めた金額を毎月、掛金として支払います。

<運用>

従業員が、あらかじめ提示された運用商品を選んで運用します。

<受給>

60歳以降、年金または一時金(併用も可)で受け取ります。



会社のメリット

- 法人が負担する**掛金は、全額損金に算入**できます。
- 退職金制度の資金準備を全額行えば、**退職給付債務が発生しません**。
- **役員退職慰労金の資金準備**にも最適です。
- 少人数の会社でも国の制度を利用した**福利厚生**が導入できます。



個人のメリット

- 公的年金の削減時代に、退職所得控除(最大2,200万円)を活用することにより、賢く**自分年金づくり**ができます。※1人あたり年額660,000円まで拠出が可能
- 運用資産は、みずほ信託銀行による**個人ごとの分別管理で安全・安心**です。
- 元本確保型の金融商品を含む運用商品による**多様な資産形成が可能**です。
- 運用資産の**運用益も受給段階も税制の優遇**があります。

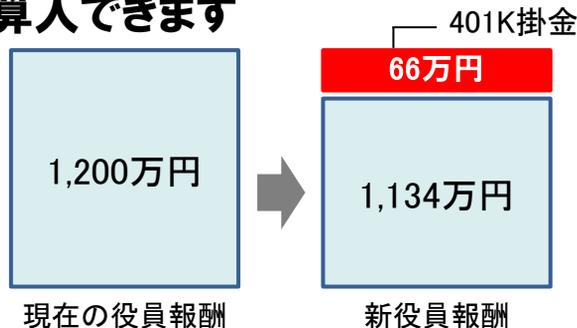


年間、加入者一人あたり **660,000円** まで 掛金額を全額損金に算入できます

【活用の効果例(平成28年11月)】

役員の方も利用できます！

毎月の役員報酬100万円の方が、毎月5.5万円
(年間:5.5万円×12か月=66万円)を拠出する例



役員報酬額(社会保険料・所得税の基礎額)	1,200万円	1,134万円
401k掛金額	—	▲66万円
社会保険料合計額※(健康保険・厚生年金保険・介護保険等)	1,354,920円	1,320,300円
所得税額	1,122,300円	983,100円
住民税額	765,700円	706,400円
社会保険料※・税効果	—	▲233,120円

注) 40歳以上介護保険2号被保険者、配偶者有り、一般生命保険8万円以上加入の場合(協会けんぽ(東京))での試算

※社会保険料は原則、同一の金額が会社にもかかります。

(従業員) 毎月の給与35万円、毎月3万円(年間:3万円×12か月=36万円)拠出する例

社会保険料※・税効果	—	▲105,468円
------------	---	------------------

注) 40歳以上介護保険2号被保険者、配偶者のみ、一般生命保険8万円以上加入の場合(協会けんぽ(東京)、雇用保険一般での試算)

役員3名、従業員7名では、140万円以上の社会保険料・税効果！

- ご注意
- 60歳受給時には、年金又は一時金の選択が可能です。一時金の場合には、退職所得控除の対象となります。
 - 社会保険料等が下がる場合、受給できる年金額・健康保険・雇用保険・労災保険の給付金等が低下します。

本資料(サービス)、は現時点での確定拠出年金に関する法令規則、および実務の解釈、税法、社会保険を基に作成しておりますが、全てを網羅するものではなく、あくまでも仕組みの概要を述べたものにとどまり、内容の正確性を完全制を保証するものではありません。

料金(税込み)			
導入費用		運営費用 月額	
初期導入費用(1法人)	54,000円	基本管理料(1法人)	16,200円
口座開設費用(1名)	3,240円	運営管理手数料(1名)	324円
制度設計費用(規程の作成)	要御見積	(運用関連 + 記録関連)	

※上記以外に資産管理手数料(信託銀行等への手数料)がかかります。(みずほ信託の場合:資産残高(5億円以下)×0.1%)